

【所管事務の調査（報告）】

川崎市の廃棄物行政の現況について

- 資料 1 本市の廃棄物行政の現況について
- 資料 2 政令指定都市のごみ処理量の状況（平成 2 3 年度実績）
- 資料 3 ごみ収集体制の変更に伴う広報の取組について
- 資料 4 ごみ焼却灰（ばいじん）の処理状況及び今後のスケジュールについて
- 資料 5 小型家電のリサイクルに関する取組について
- 参考資料 市政だより 8 月 1 日号（案）

本市の廃棄物行政の現況について

1 報告の概要

本市では、3Rを基調とした資源循環型の廃棄物行政への転換を図っており、こうした取組をより一層推進するため、本年9月から、プラスチック製容器包装の分別収集の全市拡大及び普通ごみの収集回数の変更に向け取組んでいるところです。この変更に伴う広報の取組をはじめ、次の4点について報告いたします。

(1) 政令指定都市におけるごみ処理量の状況について

環境省から発表された平成23年度の「一般廃棄物処理事業実態調査」の結果の中から、政令指定都市における1人1日あたりの排出量を一覧としてまとめています。

詳細 資料2参照

(2) ごみ収集体制の変更に伴う広報の取組について

本年9月からのプラスチック製容器包装の全市拡大及び普通ごみの収集体制の変更に向けて普及広報活動に取り組んでいるところであり、7月～9月を重点広報期間と位置付けて取組を進めています。

詳細 資料3参照

(3) ごみ焼却灰（ばいじん）の処理状況および今後のスケジュールについて

この4月下旬から橘処理センターのごみ焼却灰（ばいじん）の埋立てを開始し、安全確保のためのモニタリング等を実施するとともに、その結果をすみやかに公表しています。今後は溶出試験に基づく長期シミュレーションの結果を踏まえ、安全確認を行ったうえで、他の処理センターにおいても順次埋立てを開始する予定です。

詳細 資料4参照

(4) 小型家電のリサイクルに関する取組について

平成25年4月から施行された小型家電リサイクル法の取組として、環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」を活用し、小型家電のボックス回収、イベント回収を実施してまいります。

詳細 資料5参照

政令指定都市におけるごみ処理量の状況(平成23年度実績)

市町村名	総人口 (人)	ごみ総排出量 (t)	1人1日あたりの 排出量 (資源集団回収含む) (g/人日)	順位	1人1日あたりの 排出量 (資源集団回収含まず) (g/人日)	順位
広島市	1,164,291	363,892	854	1	854	3
相模原市	701,529	240,035	935	2	913	6
横浜市	3,629,810	1,244,700	937	3	794	1
川崎市	1,430,773	491,500	939	4	846	2
熊本市	726,517	252,877	951	5	922	9
さいたま市	1,220,946	429,700	962	6	927	10
京都市	1,473,416	520,560	965	7	930	11
岡山市	691,765	245,052	968	8	915	8
札幌市	1,904,615	679,271	974	9	884	5
浜松市	792,691	283,940	979	10	914	7
名古屋市	2,181,606	794,814	995	11	860	4
神戸市	1,513,385	587,646	1,061	12	931	12
静岡市	715,798	280,855	1,072	13	993	14
新潟市	804,430	315,775	1,073	14	971	13
仙台市	1,019,622	412,717	1,106	15	1,106	19
堺市	838,782	341,098	1,111	16	1,007	15
北九州市	976,915	397,919	1,113	17	1,031	17
千葉市	938,147	383,816	1,118	18	1,013	16
福岡市	1,419,311	581,795	1,120	19	1,048	18
大阪市	2,541,708	1,226,093	1,318	20	1,277	20

出典：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査（平成23年度実績）」

※平成23年度はうるう年のため、366日で計算
人口は平成23年10月現在

ごみ収集体制の変更に伴う広報の取組について

昨年8月、「一般廃棄物処理基本計画 行動計画」の改定を行い、**プラスチック製容器包装の分別収集の全市拡大と普通ごみ収集回数の変更**を最重点施策のひとつに位置づけ、本年9月からの実施に向け、地域での住民説明会や広報リーフレットの配布等、広報活動に取り組んでまいりました。

さらに、9月からの実施を直前に控えた7月からの3か月間は、「**重点広報期間**」と位置づけ、様々な広報媒体を活用しながら、集中的に広報を展開し、市民の皆様にごの変更の趣旨や目的等を御理解いただくとともに、円滑な移行と実施ができるよう、工夫を凝らした広報の取組を進めています。

1 これまでの主な取組

(1) 住民説明会の開催

- ・今回の収集体制の変更の趣旨や効果、内容について、町内会・自治会、管理組合等を対象として説明会を各地域で開催
- ・また、出前ごみスクール、ふれあい出張講座等の場や市民に身近な集積所での説明など、様々な機会を捉えて、きめ細やかな説明を実施

＜開催状況＞（7月12日時点）		（回数）	
	実施済み	今後の予定	計
町内会・自治会等	412	196	608
出前・出張講座等	294	106	400
合 計	706	302	1,008



住民説明会の様子

(2) 広報リーフレットの配布

- ・広く周知を図るため、収集体制の変更に係るリーフレットを全戸に配布（3月）

(3) メディア等の活用

- ・市政だより（5月1日号）、LOVE 川崎、新聞各紙への掲載等

(4) イベント等

- ・エコ暮らしこフェア など



エコ暮らしこフェアの様子

◎「かわるん」の効果的な活用

今年3月に誕生した3R推進キャラクター「かわるん」



収集体制の変更に向けて、各種イベント等において、「かわるん」を積極的に活用し、広報活動を展開しています。

かわさき3R推進キャラクター「かわるん」

2 重点広報期間（7月から9月）の取組

(1) 3R推進連続キャンペーンの実施

7月3日の主要駅前での実施をスタートとして、7月、8月の原則3のつく日（計6回）を「3R推進デー」として、各区の主要駅やスーパー店頭等での呼びかけや広報チラシの配布等、連続キャンペーンを実施

※「川崎純情小町☆」を3R推進広報大使に任命

7月2日、収集体制の円滑な移行と定着、また、若年層を中心に3Rのより一層の啓発を図るため、本市御当地アイドルとして発信力のある「川崎純情小町☆」を3R推進広報大使に任命。
現在、3R推進連続キャンペーンに協力していただいているほか、ブログなどで3Rを呼び掛けていただいています。



3R推進連続キャンペーンの様子

(2) リーフレット、ポスター等

- ・広報リーフレットの全戸配布（7月中）
- ・「資源物とごみの分け方・出し方」の全戸配布（7月下旬～8月下旬）
- ・ポスターの掲出（7月から順次）

各区役所・図書館、郵便局、コンビニ、市バス、市内各駅など

(3) メディアの活用

- ・市政だより 8月1日号1面にてお知らせ（別添「参考資料」参照）
- ・新聞各紙への掲載、主要紙への新聞折込、タウンニュース等への連続掲載 など
- ・CM放送（7月下旬から9月中旬）
- ・アゼリアビジョン、フロンターレビジョンなど
- ・FMAMラジオの連続放送（8月から9月上旬）
- ・ラッピングバス（7月1日から9月中旬） ほか



ラッピングバス イメージ
4営業所に各1車を配置

(4) 集積所、収集車を活用した広報

市内約40,000か所ある集積所への変更新案内ポスターの掲出、毎日市内を走行する収集車での広報など、市民に身近な広報媒体を活用（7月から）

3 資源物・普通ごみ集積所の環境整備・散乱防止に向けた取組

収集体制の変更に伴せ、集積所を利用される市民の方々が、資源物や普通ごみを出しやすい環境を整え、排出された資源物や普通ごみが散乱しないよう、集積所用ネット等を配布する事業を進めています。

- 申請手続き等 所管する各生活環境事業所にて6月下旬から申請受付を開始
- 配布時期 申請に基づき、8月頃から、順次、配布予定（平成25年度中に配布完了予定）
- ネットの種類
 - ・大4m×3m
 - ・小3m×2m



ネット使用前



使用后

ごみ焼却灰(ばいじん)の処理状況および今後のスケジュールについて

1 埋立の実施状況およびモニタリング結果

(1) 埋立の実施状況

① 埋立方法

橋処理センターから発生した安全性の確認された灰について、本年4月から試験的埋立を開始し、従前とおり、FCS（フローティングゴンベアシステム）による薄層散布方式で埋立を実施しています。



② 埋立量 (橋処理センター分)
計 2,749 t (1日平均32.3 t)
※4/26以降7/19までに埋立を行った量

(2) モニタリング実施状況及び結果

埋立処分場の安全確保に向けて、モニタリングポストによる空間放射線量の常時監視を行うとともに、処分場内水濃度等の定期的測定や川崎港で採取した魚介類の放射能濃度測定を行い、結果をホームページ等で公表しています。



測定項目	測定値	基準等	測定頻度
埋立灰	バックグラウンド [検出限界値] 486Bq/kg [試験採取日]	参考：放射性物質汚染対処特措法 8000Bq/kg ※ただし、陸上の管理型処分場(最終処分場)の場合	週1回
処分場内水	3.4Bq/L [検出限界値]	国の目安値 75 Bq/L 本市の管理目標値 10 Bq/L	週2回
放流水	3.4Bq/L [検出限界値]	国の目安値 75 Bq/L 本市の管理目標値 10 Bq/L	放流時
外海水	不検出(※1) [検出限界値]		放流時
空間放射線量	0.065μSv/h (24時間平均値)	国の基準値(※2) 0.23μSv/h 本市の目安値 0.19μSv/h	常時監視
川崎港魚介類	不検出(※1) 0.00μBq/kg [検出限界値]	※2 放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の特設要件 食品衛生法上の基準値 100μBq/kg	月1回

処分場内水の放射能濃度は、本市の管理目標値である10ベクレル/Lを大きく下回る3ベクレル/L前後で推移しており、また、空間放射線量や魚介類の測定結果においても本市の目安値や法の基準値を下回る結果となっています。

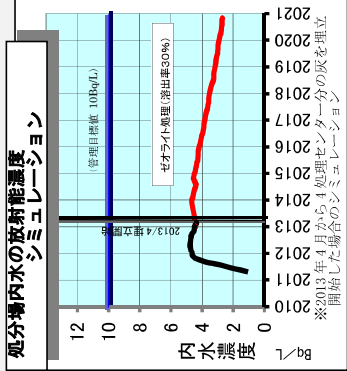
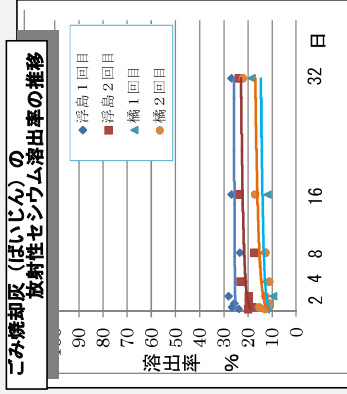
2 今後の取組およびスケジュールについて

- 浮島処理センターから発生する灰については、モニタリング結果や溶出試験に基づき長期シミュレーション結果により安全性が確認されたので8月1日から埋立を開始する予定です。
- 堤根及び王禅寺処理センターから発生する灰は、引き続きモニタリング結果を確認し、現在実施中の溶出試験に基づく長期シミュレーション結果により安全確認を行った上で、9月2日から埋立を開始する予定です。

	25. 4月	5月	6月	7月	8月	9月以降
処理センター			浮島6月完了	王禅寺7月完了		
溶出抑制対策工事	橋3月完了		堤根6月完了			
埋立開始	橋4/26				浮島8/1 (約80 t/日)	堤根9/2 (約30 t/日) 王禅寺9/2 (約40 t/日)

(3) 溶出試験に基づく長期シミュレーション結果

ゼオライト処理による安全対策工事後、浮島・橋処理センターから発生するごみ焼却灰(ばいじん)の放射性セシウムにおける処分場内水への溶出率を確認する溶出試験を実施しました。



試験の結果、溶出率は30%以下で推移しており、処分場内水の放射能濃度については、この溶出率30%に基づくシミュレーション結果により、長期に亘り、本市の管理目標値を下回ることが確認されています。

浮島埋立処分場の内水濃度を本市管理目標値である10ベクレル/L以下で管理できることを確認

小型家電のリサイクルに関する取組について

1 小型家電リサイクル法の概要

名称：「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」

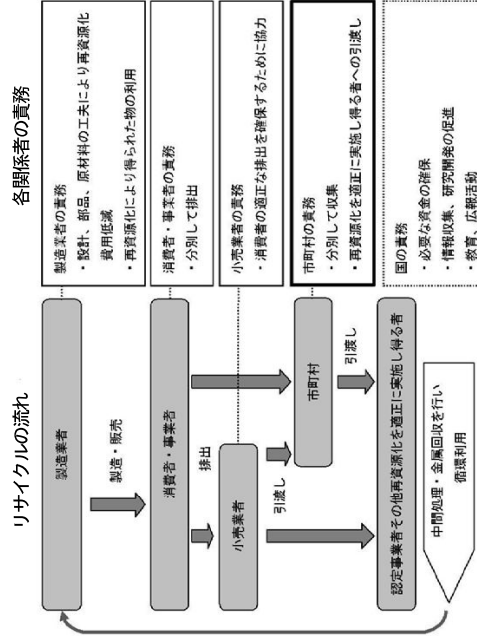
目的：使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の促進を図る。

成立：平成24年8月3日

公布：平成24年8月10日

施行：平成25年4月1日

リサイクルの流れと責務



画像出典：国立国会図書館 調査と情報 第780号より

※ 小型家電リサイクル法に規定される各関係者の責務についてはいずれも努力義務であり、促進型の制度となっている。

対象品目：28に分類され約100品目が例示されている。

<主な対象品目の例>

- 電話機、携帯電話、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、パソコン、ハードディスク、プリンター、電気ミシン、電気カミソリ、電気掃除機、ジャー炊飯器、ヘヤドライヤー、照明器具、電子及び電気時計、ゲーム機など

2 本市の基本的な考え方

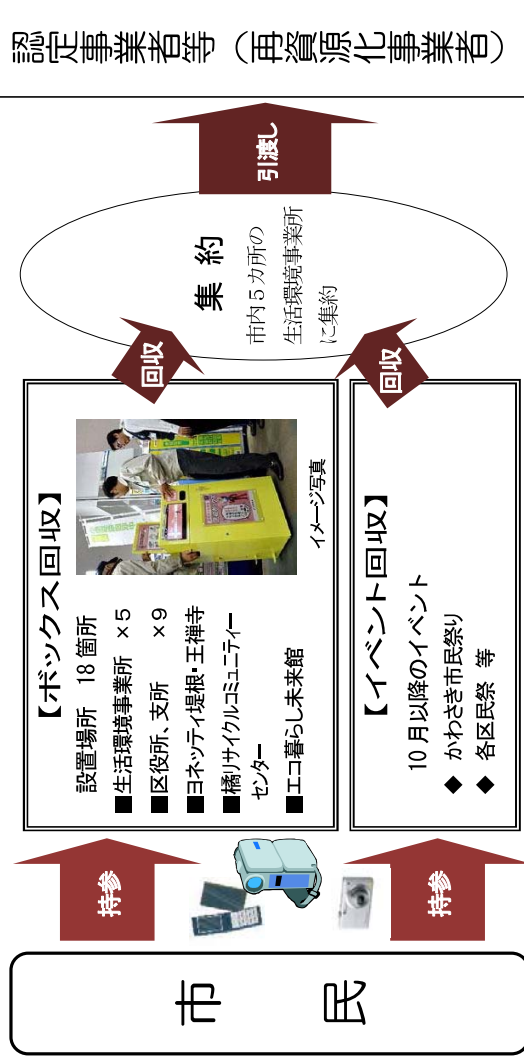
法律施行を踏まえ、できるだけ速やかに対応を図るため、普及啓発を兼ねて公共施設におけるボックス回収等を開始します。また、制度について、広く周知した上で、市民負担が少なく、かつ効率的な回収方法として、既存の「小物金属」・「粗大ごみ」の収集・処理の仕組みを活かした取組を検討します。

3 本市の取組

ボックス回収 / イベント回収の実施

小型家電の再資源化の促進の一環として、市町村の回収体制構築に必要な支援を行うことを目的に環境省が実施する「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」に申請し、平成25年6月21日に採択されたことから、個人情報情報の保護対策や普及啓発を兼ねた回収方法として、本年10月からの開始を目的に次の取組を実施します。

- ◆ 実施に伴う経費として、回収ボックス、保管用ボックス、広報費用等



上記以外の今後の取組の方向性

- ◎ 現行の分別区分分である、「小物金属」・「粗大ごみ」の収集システムを基本とし、粗大ごみ処理施設において、その中からの小型家電のピックアップ回収についても検討を進めます。
- ◎ 事業者の行う店頭回収の充実などについても、広域的な対応も含め、関係者と協議してまいります。



市政だより



かわさき

市政に関する相談・ご意見・お問い合わせは **サンキューコールかわさき** ☎044-200-3939

2013年(平成25年) No.1070

8/1

人口 144万5742人
前年再月比28,222人増
世帯数 67万7445世帯
(25.71世帯)

【ホームページ】
<http://www.city.kawasaki.jp/>

【モバイルかわさき】
<http://www.city.kawasaki.jp/k/>



※掲載料を申し込んでください

環境にやさしい まちを目指して



市は、ごみの減量・資源化をさらに推進するため、
9月2日(月)から、プラスチック製容器包装の分
別収集を全市に拡大し、普通ごみの収集を週2回に
変更します。
環境局減量推進課 ☎(200)25800、☎(200)39

3つの効果が

市では、市民や町内会・自治会などと協力し、ごみの減量・分別などの取り組みを進めています。ごみをさらに減らして資源化を進めるために、9月2日(月)から、プラスチック製容器包装の分別収集を全市に拡大します。併せて、普通ごみの収集を週2

回に変更します。この取り組みで、焼却ごみを年間四十万トンから三十七万トンに削減することができると見込まれ、二十七年以降、四つの処理センターのうち三つを常時稼働させ、一つを機能更新で休止する予定です。その結果、二酸化炭素(CO₂)を年間約三万六千トン削減、経費を年間約十八億円削減という効果につながります。こうした取り組みで削減された経費は、市民サービスの上役に役立てていきます。

工夫と行動を

よりよい環境を残していくためには、市民、事業者、行政が一体となって、取り組むことが大切です。今の暮らしを見つめながら「ごみを増やさない」「繰り返し使う」「分別して再利用する」ため、一人一人が工夫し行動することが必要です。プラスチック製容器包装分別収集と普通ごみの週2回収集の実施は、環境にやさしいまちづくりにつながります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

窓口はこちら

9月2日(月)から、普通ごみと資源物の収集日が変わります。町内会・自治会など、広く地域の皆さんを対象に住民説明会を開催しています。説明会、集積所用ネットの申し込み・問い合わせは下記へ。月～土曜(年始を除く)午前8時～午後4時45分。

住んでいる地域	申し込み・問い合わせ先	
川崎区(※以外の地域)	南部生活環境事業所	☎266-5747、☎287-1840
川崎区(※の地域)、幸区	川崎生活環境事業所	☎541-2043、☎548-8442
中原区	中原生活環境事業所	☎411-9220、☎434-7336
高津区、宮前区	宮前生活環境事業所	☎866-9131、☎857-7045
多摩区、麻生区	多摩生活環境事業所	☎933-4111、☎934-8550

※旭町、池田、砂子、駅前本町、榎町、小川町、貝塚、京町1・2丁目、境町、下並木、新川通、堤根、日進町、東田町、富士見、堀之内町、本町、港町、南町、宮前町、宮本町、元木

9/2(月)~ プラスチック製容器包装分別収集全市で 普通ごみ収集週2回へ

かわさき3R推進キャラクター **かわるんのQA**

Q どうして分別をするの
A 環境にやさしいきれいなまちを、みんなの未来に残すためだよ。それにはごみを減らして、使えるものは再利用することが大切なんだ

Q 集めたプラスチック製容器包装は何に生まれ変わるの
A 公園や遊歩道にあるベンチ、階段、柵のほか、車止めや選挙ポスターを貼る看板、パレット(荷物を載せる荷台)などに生まれ変わるよ

Q ごみ置き場(集積所)が散らかったりしないかな
A バトロールやごみの出し方をお願いをしっかり行うよ。みんなも出し方のルールを守ってね。希望する集積所には、ネットを配布するから問い合わせ(右下囲み記事の事業所へ)

Q ごみの分け方は何を見れば分かるのかな
A みんなの家に配っているリーフレットを参考にしな。ごみの分け方が分からないときや困ったときは、住んでいる地域の生活環境事業所へ連絡してね

区役所や公民館でも配布中